

## 仙台市 国家戦略特別区域 区域計画

### 1 国家戦略特別区域の名称

「仙台市 国家戦略特別区域」

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (1) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第24条の4に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、仙台市が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2月から2週間に短縮する。【平成27年9月より実施】

#### (2) 名称：国家戦略特別区域限定保育士事業

内容：保育士資格に係る児童福祉法等の特例

(国家戦略特別区域法第12条の4に規定する国家戦略特別区域限定保育士事業)

保育士不足解消に向けて、仙台市がその市内全域において、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成28年度より実施】

#### (3) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ又はオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって日本においては未承認のもの又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術全てを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

#### ① 東北大学病院（仙台市青葉区）【直ちに実施】

(例) 腸管不全症例に対する小腸移植、婦人科悪性腫瘍に対するセンチネルリンパ節生検など

### 3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、保育士確保による女性の社会参加が促されるとともに、社会起業の増加による社会的課題の解決と雇用の創出の両立等が図られ、仙台市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

### 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

#### (1) 事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ、NPO法人やベンチャー企業の設立等を促進するため、雇用ルール of 周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用し、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成28年6月より実施】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：仙台市情報・産業プラザ

iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・ 弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
- ・ 弁護士等による個別訪問指導
- ・ 相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ・ セミナーの開催等

#### (2) 事項：特区医療機器薬事戦略相談の実施

内容：東北大学病院が、革新的医療機器の開発について、特区医療機器薬事戦略相談を活用して、治験期間を短縮し、開発から市販・承認までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的医療機器の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【平成28年度より実施】